

## 認定手続開始通知書（権利者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日  
開始通知 第 号  
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 3 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

## 記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕向人(名宛人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和	年 月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記 8 に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
- [連絡先]：（税関官署名）  
（住所）  
（電話番号）  
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）